

でんさいサービス利用規定

熊本第一信用金庫（以下「当金庫」といいます）は、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」）との窓口金融機関として、利用者（以下「お客様」といいます）に提供するでんさいサービス（以下「本サービス」といいます）についてのとおり取扱いを行います。

なお、本規定における用語の定義は、電子記録債権法、でんさいネット業務規程およびでんさいネット業務規程細則（以下「業務規程等」と総称します）において、使用する用語の例によります。

第1条（利用の申込み）

1. 本サービスを利用するには、本規定並びに業務規程等の内容をご承諾のうえ、当金庫所定の利用申込書に必要事項を記入して、当金庫が定める必要な書類とともに当金庫に提出するものとします。

2. お申込みには、債務者として利用が可能な（この場合、債務者、電子記録保証人としても利用が可能）お申込みのほか、次の利用を限定した特約でお申込みをすることができます。

一 債務者利用限定特約
利用申込者はお客様は、自らを債務者とする発生記録および電子記録保証人とする単独保証記録を請求しない場合には、債務者利用限定特約でお申込みをすることができます。

二 保証利用限定特約
利用申込者はまたはお客様は、自らを電子記録保証人とする保証記録、支払等記録および変更記録（保証人等にあっては支払等記録および変更記録）以外の電子記録を請求しない場合には、保証利用限定特約でお申込みすることができます。

第2条（利用資格）

利用申込者はまたはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。

なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。

1. 債務者（債務者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合

一 当金庫所定のパソコン等の端末機（以下「端末」といいます）を利用してできる環境があること

二 当金庫の会員になる資格を有すること

三 当金庫と継続したお取引（概ね1年以上）があること

2. 債務者利用限定特約により利用される場合

端末を利用できる環境があること

第3条（サービス内容）

1. 当金庫は、お客様がでんさいネットを利用するにあたり、次のサービスを提供いたします。

一 電子記録の請求に関するサービス

二 電子記録の開示に関するサービス

三 でんさいの決済に関するサービス

四 前3号に付随するサービス

2. お客様は、業務規程等および本規定等に従って本サービスを利用するものとします。

第4条（電子記録の請求方法）

お客様は次のいずれかの方法で、電子記録の請求を行うことができます。ただし、当金庫が定めた場合は、第2項の方法により電子記録の請求をするものとします。

1. 端末を用いた方法

2. 当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただく方法

第5条（予約請求）

1. お客様は、電子記録の請求において、電子記録を行う日を指定することができます。

2. 前条第2項の方法により、電子記録を行う日を指定した請求について取消を行う場合、電子記録を行う日の2営業日前までに、当該請求を取り消す旨お申し出ください。

第6条（一括請求機能）

1. お客様は、発生記録請求、譲渡記録請求、分割譲渡記録請求について、それぞれ複数の記録請求を一括して行なうことができます。

2. 前項の取扱いは端末を用いた方法でのみ利用できます。

第7条（債権者請求方式の発生記録請求）

1. お客様は、当金庫が認めた場合には、債務者として発生記録の請求をすることができます。

2. 前項の規定による請求は、当該発生記録請求の債務者の窓口金融機関が債務者に対してこの取扱いを認めていない場合には、行なうことができません。

第8条（指定許可機能）

1. お客様は、当金庫が認めた場合には、お客様自らを電子記録義務者または電子記録権利者とする電子記録の請求をできる権限を付与する相手方を指定しておくことができます。

2. 前項の規定によって指定ができる記録請求は、発生記録請求、譲渡記録請求、単独保証記録請求に限ります。

第9条（請求の制限）

1. お客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、お客様自身が請求することができる電子記録の範囲を制限することができます。

2. 前項の制限を解除する場合には、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、当該制限を解除することができます。ただし、当該解除は、当金庫が認めた場合に限るものとします。

第10条（電子記録の通知）

1. 当金庫では、電子記録の通知について、次のとおり取扱いです。

一 当金庫は、電子記録された内容を、お客様に端末を用いた方法で通知します。

二 前号の方法により通知できないものについては、別途、当金庫所定の方法により通知します。

3. 保証利用限定特約により利用される場合には、前項第2号による方法のみといたします。

第11条（電子記録の諮詢）

債務者請求方式の諮詢依頼通知、単独保証記録の諮詢依頼通知、支払等記録の諮詢依頼通知に対応する通知に対して、第4条第2項の方法により承諾または否認を行う場合には、でんさいネット業務規程に定める期限の2営業日前までにお申し出ください。

第12条（開示の請求）

1. お客様は、次のいずれかの方法で、債権記録に記録されている事項および記録請求の際に提供された情報の開示を請求することができます。ただし、当金庫が定めた場合には、第2号の方法により開示の請求をするものとします。

一 端末を用いた方法

二 当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただく方法

2. 開示の請求結果の通知については、第10条と同様に取扱いです。

第13条（端末を用いた方法の本人確認等）

お客様が端末を用いた方法により、本サービスをご利用いただく際には、次のとおり取扱いを行います。

1. 利用責任者

一 お客様は、端末を用いた方法において、お客様を代表する管理者（以下「マスターアーカー」といいます）を当金庫所定の手続きにより登録するものとします。

二 マスターアーカーは、マスターアーカーが定めた一定の範囲内で、本サービスの利用に関するマスターアーカーの権限を代行する利用者（以下「一般ユーチャー」といいます）を、当金庫所定の手続きにより登録するものとします。

三 お客様は、マスターアーカーの変更またはマスターアーカーの登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより変更登録するものとします。当金庫は、お客様での変更登録処理が完了するまでの間、マスターアーカーの変更またはマスターアーカーの登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

四 マスターアーカーは、一般ユーチャーの追加登録・削除または一般ユーチャーの登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより登録するものとします。当金庫は、お客様での変更登録処理が完了するまでの間、一般ユーチャーの追加登録・削除または一般ユーチャーの登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

2. 使用する端末

第14条（利用日・利用時間）

1. 第3条に定めるサービスの利用日および利用時間は、当金庫所定の利用日および利用時間とします。

2. 当金庫所定の利用日および利用時間については、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

第15条（決済口座）

1. お客様は、本サービスで利用する当金庫本店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫に届け出してください。

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定の機能を有するものに限ります。加えて、本人確認につき、電子証明書を利用する場合には、かかる端末に当金庫が発行する電子証明書と秘密鍵を取得・生成し、インストールされている必要があります。なお、端末の種類により本サービスの対象となる取扱いは異なる場合があります。

3. 本人確認の手段

当金庫は、次のいずれかの方法により、お客様の確認を行ふものとします。

一 電子証明書および各種パスワードによりお客様の確認を行う方式（以下「電子証明書方式」といいます）

二 I Dおよび各種パスワードによりお客様の確認を行う方式（以下「I D・パスワード方式」といいます）

三 電子証明書の発行

当金庫は、当金庫所定の方法により、お客様のマスターアーカーおよび一般ユーチャーに対して（一般ユーチャーに対してはマスターアーカーを通して）発行します。

4. マスクアーカーのパスワード等の登録

マスクアーカーのパスワード等の登録は、お客様自身が決定し、申込書により当金庫に届け出してください。

二 マスクアーカーは、本サービスの利用開始前に、端末によりログインパスワードおよび承認パスワード等を当金庫所定の方法により登録します。

三 電子証明書方式を利用する場合には、前2号に加えて、本サービスの利用開始前に、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。

四 電子証明書方式を利用する場合には、端末によりログインパスワードおよび消費税を支払うものとします。

五 決済口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により当金庫の取引店に届け出してください。

2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし、債務者として利用する場合には、当金庫が特に認めない限り、当座預金口座に限定させていただきます。

3. 届出可能な決済口座の口座数は、当金庫所定の口座数以内とします。

4. 届出可能な決済口座は、お客様名の口座のみとします。

5. 決済口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により当金庫の取引店に届け出してください。

第16条（利用手数料）

1. 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）をいただきます。なお、利用手数料には消費税等相当額を含みます。

2. 当金庫は、利用手数料を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、未定指定された決済口座から（複数ある場合には代表口座から）、当金庫所定の日に自動的に引落します。

3. 当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

4. お客様は、取扱内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。

5. 過去にお客様であった方やその他の利害関係者が、当金庫に対して電子記録に関する開示の請求をする場合には、当金庫所定の手数料および消費税をいたいます。

6. 資金不足等により引落不能が生じた場合には、直ちに入金を請求いたします。

第17条（口座間送金決済）

1. 債務者として利用される場合には、発生させたでんさいの支払期日の前営業日までに当該でんさいの決済資金を決済口座にご準備ください。

2. 当金庫は、お客様が債務者であるでんさいの支払期日が到来した場合、当該でんさいの決済資金を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の時間に決済口座から引き落としのうえ、でんさいネットから指定了した債務者の口座にいり込みを行います。なお、支払期日が金融機関窓口営業日にあたる場合は、当金庫が運営するしんきん法人インターネットバンキングサービスをご利用いただいている電子証明書、契約者ID、ログインパスワード等の登録をもとに、当該登録されたお客様が決済資金を決済口座にインストールしてくださいます。

3. 前項第4号の届出をいただいたお客様においては、当金庫が提供するしんきん法人インターネットバンキングサービスを使用している電子証明書、契約者ID、ログインパスワード等の登録をもとに、当該登録されたお客様が決済資金を決済口座にインストールしてくださいます。

4. 支払期日が同日の複数のでんさいの支払があった場合、または他の小切手、手形の支払等があつた場合、いざれを先に決済口座から引き落すかの順序は、当金庫の判断により行います。

5. でんさいの分割譲渡により支払期日が同日のでんさいが複数ある場合には、分割後の債権金額単位で引き落しを行います。

6. 本登録手続きは、本サービスにおけるマスターアーカーの本人確認方法および依頼内容の確認方法は、次に定めとおりとします。

a. 電子証明書方式においては、マスターアーカーが端末にて提示または入力した電子証明書、ログインパスワード、承認パスワード等を当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。

b. I D・パスワード方式においては、マスターアーカーが端末に入力したログインID、ログインパスワード、承認パスワード等を当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。

c. 一般ユーチャーのパスワード等の登録

マスターアーカーは、端末により一般ユーチャーのログインID、ログインパスワード、承認パスワード等の登録をもとに、当該登録されたお客様が決済資金を決済口座にインストールしてくださいます。

d. 電子証明書方式における登録

電子証明書を端末にて提示または入力したログインID、ログインパスワード、承認パスワード等を当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。

e. 一般ユーチャー自身が端末にて提示または入力したログインID、ログインパスワード、承認パスワード等を当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。

f. 一般ユーチャーの印鑑

一般ユーチャーが端末にて提示または入力した印鑑を当金庫に登録している各内容の一致により確認します。

g. 一般ユーチャーの指紋

一般ユーチャーが端末にて